

(参考様式3)

会 議 録

会議の名称	平成22年度第1回東村山市保健福祉協議会				
開催日時	平成22年8月9日(月)午後7時00分～9時00分				
開催場所	東村山市役所 いきいきプラザ2階 学習室				
出席者及び欠席者	<p>●出席者：</p> <p>(委員) 今井均委員・唐見和男委員・井上準之助委員・大黒寛委員・藤田和隆委員代理・渡邊帥一委員代理・大原喜美子委員・小高昌夫委員・永井實委員・西俊幸委員・松本康夫委員・新義友委員・小澤進委員・渡邊儀一郎委員</p> <p>(市事務局) 金子優副市長・石橋健康福祉部長・菊池健康福祉部次長・田中子ども家庭部次長・和田地域福祉推進課長・森田障害支援課長・野々村高齢介護課長・中島健康課長・伊藤子ども総務課長・木村子育て支援課長・小林子育てエリア担当主幹・空閑子ども総務課課長補佐・鳥越地域福祉推進課調整担当主査・新井地域福祉推進課計画担当主査</p> <p>●欠席者：河津英彦副会長・青木知史委員・藤岡孝志委員・山路憲夫委員</p>				
傍聴の可否	傍聴可能	傍聴不可の場合はその理由	/	傍聴者数	1名
会議次第	<p>1 開会</p> <p>2 委嘱状交付(異動委員)</p> <p>3 副市長挨拶</p> <p>4 委員自己紹介</p> <p>5 職員自己紹介</p> <p>6 役員選出</p> <p>7 報告</p> <p>(1) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定における合同会議の開催について</p> <p>(2) 次世代育成支援後期行動計画について</p> <p>8 議題</p> <p>(1) 東村山市保健福祉協議会及び各推進部会の会議公開に関する取扱要領の改正について</p> <p>(2) 平成22年度地域福祉計画基礎調査について</p> <p>9 閉会</p>				
問い合わせ先	<p>健康福祉部地域福祉推進課計画担当</p> <p>担当者名 新井 泰徳</p> <p>電話番号 042-393-5111(内線3183)</p> <p>ファックス番号 042-395-2131</p>				

会 議 経 過

- 1 開会
- 2 委嘱状交付（異動委員）
 - 推薦枠（医師会）今井 均
 - 推薦枠（福祉関係団体の代表者）永井 實
 - 推薦枠（学校教育関係者）西 俊幸
 - 推薦枠（学校教育関係者）松本 康夫
 - 推薦枠（専門部会の代表者）小澤 進
- 3 副市長挨拶
- 4 委員自己紹介
- 5 職員自己紹介
- 6 役員選出
 - 委員異動のため不在であった東村山市保健福祉協議会会長として今井均委員が選出された。

7 報告

- (1) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定における合同会議の開催について

○ 高齢介護課長

資料2をご覧ください。高齢介護課ではいくつかの審議会、協議会を持っております。そのなかで東村山市高齢者保健福祉計画と東村山市介護保険事業計画を合同で計画策定しようというのがこのフロー図であります。介護保険事業は平成12年にスタートしまして昨年度末をもって満10年を迎えました。元来から高齢者福祉事業につきまちは地域福祉計画の傘下計画として高齢者保健福祉計画を持っております。高齢者保健福祉計画につきまちは地域福祉計画と同様に平成23年度が計画の策定年度となっております。これに加えて介護保険事業がスタートした平成12年から新たに介護保険事業計画を策定するようになり介護保険料の設定や介護保険事業について計画を練ってまいりました。平成22年度現在は第4期の介護保険事業計画を進めているところであります。第5期はこちらに示してあるとおり平成24年度から26年度が期間となるため、平成23年度が計画の策定年度となっております。

これをうけて、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画について、高齢者在宅計画推進部会と介護保険運営協議会の合同で計画を策定していく合同会議という考えが出てまいりました。これは各々の計画については各々の目的がありますので、一緒くたに策定するというのではなく、それぞれの計画を策定する中で互いに連携を持った計画を作れるようにといった考えの合同会議であります。従前は各々の計画をそれぞれの会議で検討しまして、それぞれが独立した計画となっておりました。従ってその計画の中身は大きく乖離しているとはいいたませんが、少なくとも強い連携を持った計画であるとは言いがたい部分があったのも事実であります。これを払拭するために両計画を合同で策定することとし、両方の委員を合わせまして合計26名（2名の委員が重複）で協議を行うことにつきまして、それぞれの会議にはかり了解を得ております。その中では人数が多すぎるの

ではないかとの意見もいただいたところではありますが、できるだけ多くの委員の皆様にご議論いただきたい旨をお伝えしたところ快諾をいただきました。大変雑ぱくではございますが、合同計画の概念について説明させていただきました。

○会長

これについて意見等はございますか。無いようですので次の報告に移らせていただきます。

(2) 次世代育成支援後期行動計画について

○ 子ども総務課長

東村山市次世代育成支援後期行動計画が策定されました。お手元にお配りしております後期行動計画の冊子をご覧ください。ポイントについてご説明させていただきます。P8,9に計画の位置づけ、期間が書いてございます。これは国の次世代育成支援対策推進法に基づき策定しておりまして、同法が平成15年に制定され、当市においても平成16年度に策定作業を行いまして、前期計画を平成17年度～21年度までの5ヵ年ということで運用してまいりました。後期計画の策定期間になりましたので平成21年度に児童育成計画推進部会を中心としまして計画の見直し作業に入ったところでございます。P11をご覧くださいと、計画の推進体制として庁内体制と市民参画の体制を書いてございます。庁内におきましては庁内の調整会議及び関係所管との連携をとりながら計画策定にあたらせていただきました。また市民参画としましては保健福祉協議会の下に児童育成計画推進部会が設置されておりますので、そちらの部会を中心として、さらにその中で計画策定の作業部会を設けまして集中的にご論議いただいたところでございます。P12は計画策定の日程でございます。平成21年6月29日に児童育成計画推進部会で計画策定と作業部会の設置について承認いただきました。児童育成計画推進部会は臨時会も入れて5回開催しております。計画策定作業部会につきましては児童育成計画推進部会の委員の皆様から作業部会に加わっていただく方を互選いただき、平成21年7月13日から延13回ご論議いただきました。また、庁内におきましてはここにありまして3回の調整会議を持ちましてすり合わせを行ったところであります。また、計画策定作業部会の第11回、12回にパブリックコメントとありますが、市民の皆様の見解を募集させていただき、資料のP83以降のようにご意見をいただいた中で、再度修正等を加えさせていただいたところであります。

それでは計画の中身でございます。ポイントを申し上げてまいります。P18,19に計画の視点ということで書いてございます。右の図ですが、子どもの年齢及びどのような支援を求めているかというのを概念図としております。当市としてはおおむねこのような問題についてこういう施策をもって対応するといったことを示したものであります。続きましてP24をご覧ください。これも市民の方から意見をいただいたもので計画書をより見やすくするために、キーワードからどのページを見ればよいか索引のように分かりやすくなっているのが特徴となっております。

基本目標の主な点について説明させていただきます。P29基本目標1「子育てを支える地域をつくるために」でございます。これにつきましては旧多摩東村山保健所跡に子育て総合支援センターころころの森を開所いたしました、これに併

せいきいきプラザの中にある子ども家庭支援センターとところどころの森との連携をどうするかということを中心にかなりの時間を割いてご議論いただいたところであり、その中でお互いの機能を充実させる中で、子育てに関する総合的な相談窓口、子育て支援の中核的機能の充実、ところどころの森の充実等々の内容についてご議論をいただきました。それから P30, 31 でございますが、子育て関連の情報提供ということで、子育て関連情報の一元化、ネットワーク化の推進、情報提供の充実等々のご議論も頂戴いたしました。P31, 32 は子育てひろば事業の展開であります。これは従来のような市の直営型だけではなく多様スタイルの子育てひろばを広く求めていくことをご議論いただいております。

P35 基本目標 2 「母性及び乳幼児の健康を守るために」ということで、妊産婦検診の充実や、育児不安についてご議論いただきました。その中で P37 の「こんにちは赤ちゃん事業」については多くの時間を割いてご議論いただき、本市についても展開していくということで計画に載せております。次に P40 小児医療の充実でございます。これにつきましてはご案内かと思っておりますが、清瀬市にあります都立清瀬小児病院が廃止されることに伴いまして、本市におきまして多摩北部医療センター及び府中市にあります小児総合医療センター及び西東京市にございます佐々総合病院における小児医療体制の充実を含めましてさらに小児医療体制についてご議論いただいたところでございます。

P41 基本目標 3 「安心して子育てをするために」では、多様な保育の推進及び待機児童の解消ということで本市における待機児童対策を含めましていくつかの論点につきましてご議論いただいたところであり、つづきまして、P47 基本目標 4 「豊かな子ども時代を過ごすために」では、子どもに対する読書活動、いきいき遊べる場所づくりと居場所づくり、放課後における児童の育成等々についてもご議論をちょうだいしております。P52 以降は特に学校教育等を社会教育、地域教育との連携ということでご議論をいただいたところで、特に P54 「いのちとところどころの教育」の推進につきましては従前にもまして更に具体的な計画をこめてやっというということで教育委員会とも十分連携をとりまして議論をいただいたところでございます。続きまして、P61 基本目標 6 「子どもの生命を守るために」では虐待防止活動につきまして、要保護児童対策地域協議会を本市としても進めており、そういったものの充実をすすめていきたいと考えております。P62, 63 では子どもの安全対策、非行防止活動等を進めることであります。P65 基本目標 7 「行動計画を推進するために」につきましては、本市では地域の子育てを進めるために円卓会議構想というものを掲げております。昨年度につきましては前期計画の中では7エリアという構想がありましたが、本市においてはその構想はもちつつも、実際は東西南北の4つの拠点において地域の活動が盛り上がってきている実情がございますので、現実的には東西南北の体制を含めて、活動の中で関係者や市民の方々の知恵と力を集めまして、子育てを地域で取り組んでいこうというものであります。それとともに、行動計画の進捗管理をきちんとしていただきたいというご意見がかなり強くありましたので、毎年度どこまで計画が進んでいるのか、それらについて明らかにしていきたいということであります。以上が次世代育成支援後期行動計画の概要でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○ 会長

これについて質問、意見ございますか。

○ 委員 A

待機児童は現在どの程度いるのかと、それに対する取組を教えてください。

○ 子ども家庭部次長

待機児童につきましては、4月1日時点の数字で209名となっております。それに対する取組としましては、後期行動計画のP69,70で東村山緊急プロジェクトの今後の施策ということであげさせていただいております。具体的には平成23年4月に本町地区プロジェクトの中で1園の認可保育所の建設、平成24年4月に都事業になりますが青葉町のむさしの園跡地に認可保育所の設置につきまして進んでおります。また認証保育所として都制度になりますが、現在1園公募をかけて取り組んでおります。

○委員 A 説明にあったような保育所ができると、どの程度待機児童は解消するのでしょうか。

○子ども家庭部次長 定員から言えば二百数十名の待機児童の直接的な解消にはなると考えております。ただ、0～2歳の待機児の割合が高いこと、掘り起しのものもあると思われまので、弾力的受入れを行なうなど、一步一步努力していきたいといったところであります。

○会長 他にご意見等ございますか。無いようですので次に移らせていただきます。事務局から他に報告事項はありますか。

○高齢介護課長 皆様お集まりの席でございますので、昨今テレビ、新聞等で報道されております100歳以上高齢者の所在不明問題について本市の状況をお伝えいたします。本市には100歳以上の方は8月1日現在で55名いらっしゃいます。結論から先に申し上げますと全ての方の所在確認が取れております。所在確認の方法につきましては、施設をご利用されている方については施設に対して所在確認を行わせていただきました。在宅の方については多くの方が介護サービスを受けておられ、本市では3名の方を除きご利用がございました。これにより、介護サービスを提供した事業所よりあがってくる介護サービス費の請求により所在の確認が取れております。また、介護サービスを受けていらっしゃらない3名の方につきましては1名の方が生活保護受給者のため、生活保護ケースワーカーに確認したところ所在が確認できました。残りの2名の方につきましては新100歳ということで渡部市長が直接自宅にお伺いしまして記念品等の贈呈、記念写真を撮る際に渡部市長自らが確認されております。以上により100歳以上の方すべての所在確認が取れております。

○健康福祉部長 現在55名すべての方の所在確認ができておりますが、これからもこういった問題がおきてくるのが予想されますので、このような形で引き続き確認を行っていきたいと考えております。

○ 委員 B

55名の内訳は在宅と施設で何名でしょうか。

○ 高齢介護課長

在宅生活 28 名、施設利用者 25 名、全生園の方が 2 名となっております。なお市内最高齢は男性 102 歳、女性 105 歳となっております。

8 議題

- (1) 東村山市保健福祉協議会及び各推進部会の会議公開に関する取扱要領の改正について

○ 事務局 A

資料 3-1 をご覧ください。こちらは現在の保健福祉協議会及び各推進部会の会議公開に関する取扱要領を改正するにあたり昨年度からご議論いただいてきた経過でございます。昨年度からの経過を説明させていただきますと、取扱要領改正の理由としましては本取扱要領は平成 13 年に制定されて以降改正されてこなかったため、経年変化を反映させる必要がでてきたこと、平成 21 年 6 月 1 日から東村山市で施行された「附属機関等の会議の公開に関する指針」との整合性を保つ必要がでてきたことが挙げられます。

附属機関等の会議の公開に関する指針のポイントにつきましては、(1) 会議は原則傍聴可とする (2) 会議開催前に会議のお知らせをホームページに掲載する (3) 会議に関するホームページを作成し会議録等を掲載する (4) 会議録等を中央図書館・情報コーナーに配架することとなります。

これらを踏まえた上での取扱要領の改正案が別紙 3-2 のとなります。主な改正点をお伝えさせていただきます。第 2 について会議の公開が基本となったため、非公開の場合にその理由を明らかにしなければいけない旨を追加いたしました。第 3 についてどなたも傍聴可能なオープンな会議とするために市内在住でなければいけないといった文言を削除いたしました。第 6 について文言の整理を行いました。第 7 の 2 について、傍聴により知りえた発言委員氏名をインターネット等で公開してはならないとの文言を追加いたしました。

前回の保健福祉協議会では第 7 の 2 の是非について多くのご議論をいただき、今回の保健福祉協議会への持ち越し議題となりました。その他の改正点については一定のご了解をいただいたところであります。

○ 健康福祉部長

事務局よりこれまでの流れについて説明させていただきましたが、事務局としましては、これまでの議論については次のようなものであったと理解させていただいております。この指針は経営政策部より提示されたものでありますが、これを基本として各審議会の実情にあった運営の仕方をゆだねられております。したがってこれをたたき台にこれまで議論をしてまいりました。会議は原則公開とさせていただいており、あわせて会議録についてもインターネットで公開していくことを原則とさせていただいております。この間の議論では、会議録につきましてはここで議論いただいた内容を委員の皆様にご確認いただき、ご了解をいただいたのちに委員名を伏せて公開していくという方法で意見が統一されております。なぜ委員の名前を伏せるかにつきましては、国や東京都の審議会と

は若干意味合いが異なります。委員の構成につきましては公表していくわけですが、市の協議会では委員の皆様の生活圏の中での発言ということがありますので、発言者氏名は伏せてインターネット等で公表していこうと意思統一させていただいております。ただし、事務局や会長の発言については分かるようになっております。

今回議論していただきたいのは、先ほどの取扱要領改正案の第7の2であります。傍聴者がインターネットのブログ等で様々な発言をする中で、委員実名をあげて発言することもあります。取扱要領改正案ではこれについては禁止しておりますが、実際はブログに載せてしまっても「どなたが載せたか」を判断して「罰則を適用」するのは非常に困難であります。そのため、こちらの文言を載せたとしても効果は変わらないのではないかとご意見もいただきました。それらのことを踏まえて第7の2の要否についてご意見が交わされたのだと考えております。結果として、第7の2があっても無くても効果に変わりがないのであれば、無くてもかまわないのではないかとというのが事務局の理解でありますので、改正案の第7の2の文言については保健福祉協議会としては削除してもよろしいのではないかと提案させていただきます。

○ 会長

これについて意見、質問等ございますか。

○ 会長

他の審議会等ではどのような対応が行われているのでしょうか。

○ 健康福祉部長

これは一つの指針として示されたもので、その取り扱いについては各審議会に一任されております。しかし、会議及び会議録の公開については必ず行うこととされております。そのため、本協議会でご議論いただき決定いただければと存じます。

○ 委員C

会議録には氏名を出さないのならば、第7の2の文言は残してもよいのではないのでしょうか。また取扱要領に違反した場合に、傍聴を控えていただきたいといったペナルティについては設定できないのでしょうか。

○ 健康福祉部長

ペナルティにつきましては第8による傍聴人の退場が適用されることとなります。

○ 地域福祉推進課長

また解釈になってしまいますが、第6において傍聴することができない者を規定しているため、違反の内容によって当該項目を適用させていただくこととなります。

○ 委員D

第7の傍聴人の遵守事項(3)に写真撮影の禁止とありますが、傍聴人の考え

方にもよるでしょうが、広報やマスコミが来た場合などはどのようにされるのでしょうか。

○ 健康福祉部長

取扱要領のため、最終的な決定は会長にあると考えております。それも踏まえ、取扱要領の中に「会長に届け出て許可を得たものは可とする」といった文言を加える必要があるのではと感じております。このような市民に対しての協議会ですので、罰則を含め、あまりがんじがらめにしたくはないと考えております。

○ 会長

他にご意見ございますか。

○ 委員 B

第7の2については、公開が原則ですので基本的にはその考え方の中で定めるのが良いのかなと思います。先ほど事務局より会議録の名前を伏せる理由も伺いましたが、その理由から第7の2を載せなければいけないとは感じませんでした。むしろ公開という原則の中であれば、第7の2をなくし、何かあった場合は会長等の判断を仰ぐという形でよいのではと考えます。

○ 会長

残したほうが良いと考える委員の方はいらっしゃいますか。

○ 委員 C

第7の2を削除するならば、自由な議論を行うために会議録の名前を伏せるとしたことで、必要は無くなるのではないのでしょうか。会議録で名前を伏せる意味を考えるとそうなるように感じます。

○ 健康福祉部長

市がインターネットで出す会議録は公のものでございます。ここでいう第7の2については傍聴者のまったく個人の行為ということでその質はまったく異なるものであります。

また、先ほど事務局で「いままでの議論をこのように理解させていただいている」と申しましたのは、欠席等の関係で前回と今回で出席委員の方が異なっているためでございますが、前회のご議論では「傍聴者がどのように発言しようと、我々はもっと高い次元で議論をしているので気にする必要は無いのではないか」といったご発言もいただいております。

○ 会長

他にご意見等ございますか。

○ 委員 D

前回私も参加させていただいております。様々な議論があったことは承知しております。事務局からの提案は、そんなにトラブルのようなことは起きないであろうといったことが前提だと思います。とりあえず事務局の考えのとおり第7の2を削除し、その取扱要領にそって公開していき、何かトラブルが起こったとき

に再度協議を行うといったことでよろしいのではないかと思います。

○ 会長

このご意見に対して、異論のある方はいらっしゃいますか。

○ 委員 A

異論ではないのですが、私もおおよその意見に賛成です。トラブルがあった場合にそのときに考えていただければと思います。

○ 委員 E

私は会議録で名前を伏せて、傍聴者に対してインターネットで名前を発信してよいとすることについて矛盾を感じます。

○ 事務局 A

第7の2を削除することについては「名前の発信を許可」しているわけではなく、傍聴者の発言に対して協議会としては関与しないといった主旨でございます。

○ 委員 C

名前を出された場合に、自由活発な意見交換が行えるのかについて疑問です。ある程度の利害関係も絡む場合もありますので「本当はここまで言いたいけど、ここから先は言ったらまずいのではないか」といった面も出てくるのではないかと思います。これでは会議録の名前を伏せる必要はなくなってしまうのではないのでしょうか。多少は縛りがあってもいいのではないかと思うのですが。

○ 健康福祉部長

会議録につきましては昨年度の第1回目の保健福祉協議会で、「自分が責任を持って発言をするのだから氏名を公表する」という考えと、「東村山市が生活圏であるので、自由な発言を行うために公式には氏名を伏せる」といった考えで議論された中で、「公開する会議録については名前を伏せ、要旨をまとめたものを作成する」と集約されてまいりました。

一方、今回第7の2についても同様の議論がありまして、「会議の中で責任を持って発言しているため、市民の方が個人的に発言する内容については関与しない」という考えと、もう一方の意見もあり今回の議論となっているところであります。

市で公開する会議録は閲覧いただくことを前提に閲覧しやすいよう公開しておりますが、傍聴者の発言につきましては「どこで、誰が」発信しているかを見つけることから困難であります。このようなことから双方の質は異なると考えております。

○ 会長

第7の2を削除した場合に起こりうる問題としては、失言等の問題ではないでしょうか。本人の趣旨とは異なった場合でも、障害者や高齢者を誹謗するようなことを発言したと攻撃を受けることは懸念されます。それについてどのように考えたらよいのでしょうか。

○ 健康福祉部長

事務局の見解としましては、市が公開した会議録が正式なものであり、それ以外のものは会議録では無いとさせていただきます。

○ 委員 A

先ほど第7の2を削除することに同意しましたが、ここで決まったことが他の推進部会で同じ取扱になるということを考えると、この文言は残したほうが良いと考えます。各部会では様々な内容を議論するため、そこで利害が出ないとも限りませんので。

○ 委員 E

この文言は残しておきたいと思います。傍聴者の発言は正式な会議録ではないといわれるが、一般の方はそのような捕らえ方をさせていただけるか分からないためです。

○ 会長

この文言を残す意味があるとすれば、失言を聞いた傍聴者が、それに対して不愉快に思い、インターネット等で個人攻撃される可能性に対してだと考えます。罰則が無いとしても規定があると一定のブレーキがかかります。残すとすればそのあたりの理由からだと思えますし、何か問題が起きた際に議論するという考えもそのとおりだと思います。

○ 委員 B

残すとした場合、違反した傍聴者に対する罰則をどうするのかというのがありますが、第6にある規定でその会の責任者が傍聴の可否を判断できるようになれば、第7の2を残してもよいのではないかと思います。

○ 委員 D

指針と要領との関係ですが、基本的には指針が上位にあって、要領がそれに付随するものであると考えています。つまり指針に盛り込まれていないのであれば、ここに載せることについては様子を見るということで、強いて載せることは無いというのが私の考えです。

○ 会長

指針に傍聴人の遵守事項については触れていないのでしょうか。

○ 事務局 A

指針の中には記載されておませんが、事務局職員への参考資料として「会議録にて指名を伏せる場合には傍聴者にインターネット等で委員氏名に関する発言を禁止する規定を取扱要領に記載するという考え方がある」ことは示されています。それを採用するかどうかは各審議会の判断によるものとなっております。その上で、過去からの議論を踏まえて、今回の提案となっております。

○ 会長

議論のなりゆきを聞いておりまして、意見が割れており、圧倒的多数でどちらかの意見というわけではないと思います。そのため、採決して決めることはせず、私のほうで提案させていただいてよろしいでしょうか。

提案として、第7の2を「あえて触れない」という意味で削除し、問題がおきそうなことがありましたら、改めて議論して項目を設けたいがいかがでしょうか。

- 委員全員
異議なし

- 健康福祉部長
ありがとうございます。写真撮影についての会長許可を踏まえ、取扱要領を改正させていただきます。

(2) 平成22年度地域福祉計画基礎調査について

- 事務局 A
要点を絞って説明させていただきます。資料4-1をご覧ください。第4次東村山市地域福祉計画（平成24年度から29年度）を平成23年度に策定するにあたり、平成22年度は基礎調査を行う予定となっております。基礎調査関係業務をコンサルタント会社（以下、「コンサル」と表記）に委託するにあたり、当市ではプロポーザル（企画提案）方式にて業者選定を実施いたしました。

業者選定にあたっては選定組織を設置し、一定の要件を満たした業者のうち参加申込みのあった5社で選定会を実施いたしました。選定会では「基礎調査への取り組み方」「業者の市に対しての支援体制」「見積価格」等の評価項目から採点し、最高得点を獲得した（株）アイアールエスを選定させていただきました。今年度の意向調査にあたっては（株）アイアールエスと行っていくこととなります。なお契約金額は約408万円であり、予算額494万円に対し83%の落札率となっております。本日、（株）アイアールエスの担当者が同席しておりますので紹介させていただきます。

- IRS
この度地域福祉計画基礎調査についてお手伝いさせていただくこととなった（株）アイアールエスの主任研究員村岡と研究員の山根でございます。その他数名でお手伝いさせていただくこととなります。よろしく願いいたします。事務所は代々木にありまして比較的近い位置でございますので足しげく通わせていただきたいと思います。

- 事務局 A
コンサルにお願いする業務について資料4-2で説明させていただきます。今年度行う調査業務の概要は資料中段のとおり「事前準備、意向調査、社会福祉関係者への意見聴取、報告書の作成」がございます。これら業務について、この下にある表にてコンサルと市役所の役割分担を載せております。

主にコンサルは「調査票等（案）の作成、調査票の印刷・封入、データ分析」

を行い、市役所では「調査対象者の決定や個人情報扱う部分」を行ってまいります。「調査票や報告書の内容についての協議」については、コンサルと市役所及び保健福祉協議会等で協同して行ってまいります。また、保健福祉協議会及び各推進部会にてご議論いただいた内容を把握していただく等の理由から、コンサルには今年度開催される保健福祉協議会等に毎回出席していただく予定となっております。

次に資料4-3をご覧ください。このスケジュール表は今年度基礎調査を実施するにあたって「保健福祉協議会及び各推進部会」「地域福祉計画を始めとするそれぞれの計画」「介護保険事業計画」ごとの流れをまとめたものでございます。本スケジュールは現時点での案になりますので、今後変更される可能性があることについてもご承知おきください。なお、介護保険事業計画については保健福祉協議会でご議論いただく計画ではございませんが、先ほどの高齢介護課長からの報告にありましたとおり「高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画を一体として策定する」といった方針からスケジュールに記載させていただいております。スケジュールの中で介護保険事業計画についてのみ作業工程が遅れておりますのは、今秋以降、介護保険事業計画に関する国の指針が示されるため、それを踏まえた意向調査を行うといった理由からであります。

さて、スケジュール表の下にございます「今後のスケジュールについてのポイント」をご覧ください。大きく分けて2点ご説明させていただきます。一点は保健福祉協議会等の開催時期についてでございます。アンケート調査票及び意向調査の報告書につきましては、スケジュール表にあるとおり各推進部会で内容を協議していただいた後、最終的に保健福祉協議会にて協議させていただくという流れで行わせていただきたいと考えております。もう一点は、高齢者保健福祉計画についてでございます。先ほどお伝えしましたとおり高齢者保健福祉計画につきましては介護保険事業計画と一体で策定することとなっております。そのため、意向調査や報告書の内容の整合性を取る必要があることなどから、その作成を介護保険事業計画と同時期に行う必要がでてくることが想定されております。そういった際に、保健福祉協議会にて調査票や報告書等の意見聴取を行うことがスケジュール上困難な場合においては、その判断を報告(1)で報告させていただいた合同会議にご一任いただきたいと考えております。

○ 会長

これらについて質問等ございますか。

○ 委員D

資料4-2で意向調査について記載されていますが、現段階でどの程度の件数を予定しているのでしょうか。また、社会福祉関係者への意見聴取についてはどのような対象者を考えているのでしょうか。

○ 事務局A

意向調査の件数につきましては現時点で7500件を見込んでおります。その内訳については今後検討してまいります。現時点では一般市民2000名程度、障害者・高齢者等を各1000名程度、介護保険事業に関する調査を3000名程度と考えております。また、社会福祉関係者への意見聴取につきましても今後検討してまいります。現時点では民生委員や、介護保険の事業者の代表者等を考えてお

ります。

○ 会長

他にご意見が無いようでしたら、今回説明のあった内容で行うということによろしいでしょうか。

(意見なし)

○ 会長

それでは、説明いただいた内容でお願いしたいと思います。以上で議事を終了させていただきます。ありがとうございました。

9 閉会